

## 目次

- 1面 未払賃金等請求事件訴訟  
控訴審第四回口頭弁論および報告会  
2-4面 団体交渉申入れ書  
5面 組合役員信任投票の結果  
6面 執行委員会の活動



電気通信大学  
教職員組合編集部  
〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1  
内線 5027 Ⅱ 042-485-2953  
e-mail : voice@uec-union.org  
http://www.uec-union.org

## 電気通信大学教職員組合未払賃金等請求事件訴訟控訴審 第四回口頭弁論および報告会

7月5日午前10時30分から、東京高等裁判所にて電気通信大学教職員組合が支援する原告団(6名)の未払い賃金等請求事件控訴審の第四回口頭弁論が行われました。大段裁判長により原告、被告側から提出された最終準備書面および証拠書類が確認された後、原告側の弁護団を代表して平弁護士が、一審では結論ありきで、給与および退職手当削減の高度な必要性の検討や財源の精査がされることなく、教育・研究に支障をもたらすという被告側のあいまいな主張を認め、原告側の請求を却下したが、二審では、当時の財務課長山本氏の証言により、人件費は、役員会で認められれば、運営交付金からの補填は問題ないこと、また、当時の理事福田氏の証言より、給与、退職手当削減の回避、削減率の縮小の努力をまったく行わなかったことが明らかになりました。したがって、高度の必要性が認められないことを裁判官には理解してもらい、公正な判決をお願いしたいと口頭陳述しました。大段裁判長は、口頭陳述の内容は準備書面にありますよねと平弁護士に確認し、その後被告側からは特別に陳述がないことを確認し、結審しました。次回は判決の言い渡しを行うとし、日程を決定後、閉廷しました。傍聴人は原告側5名(電通大の他、全大教2名)、被告側3名でした。

口頭弁論後に、弁護士会館の会議室に場所を移して、報告集会を開催しました。不在の山本原告団長に代わって、水谷原告兼教職員組合委員長より挨拶があり、その後、本日の公判について平弁護士から説明がありました。最終準備書面の作成にあたった植木弁護士からは、一審の公判内容を繰り返しても裁判官は書面的内容を十分に理解しようとならないので、二審で新たに得られた成果に重点を置き、記述したことが報告されました。具体的には、財政面では人件費の削減の高度な理由は見当たらない点、周知面で手続きが違法であった点、被告側が不誠実な対応をした点などが明らかになりました。特に、植木弁護士が注意を払った第三回の公判での左陪席裁判官からの財務諸表の損益外減価償却累計額に関する証人山本氏への質問に対して、損益外減価償却累計額は独立法人では、多額のマイナスが計上されていたとしても大学の財政が緊迫していることにはならないことを準備書面で明らかにしたことが説明されました。被告側からの最終準備書面には、一審の内容と違う点がまったくなかったことが伝えられました。全大教書記長の長山氏から、他大学(和歌山大、新潟大)の裁判状況について説明されました。和歌山大学の地裁での判決は8月24日、新潟大学の結審は本日になる可能性が高いとの報告がありました。弁護団から全大教に、電通大の判決前に弁護団会議の開催を検討されたいとの要請があり、検討するとの返答がありました。

今回の第五回(判決)の期日は平成30年9月18日(火)午後1時30分になりました。電通大原告団は、引き続き弁護団とともに闘っていきますので今後ともよろしくご支援願います。

(電気通信大学教職員組合  
執行副委員長 野崎 眞次)



**組合総会のお知らせ** 以下のように総会を開催します。

日時 2018年7月24日(火)午後5時30分から  
場所 東3-306室

## 団体交渉申入れ書

国立大学法人電気通信大学長 福田 喬 殿

2018年6月28日

電気通信大学教職員組合

委員長 水谷 孝男

下記の項目について、添付の文書にて要求を申し入れますので、文書による回答をお願いします。

なお、団体交渉についての連絡は、

教職員組合事務室(内線:5027 e-mail: voice@uec-union.org)までお願いします。

### 団体交渉項目

1. 大学院夜間主手当と裁量労働制のあり方について
2. 55歳昇給停止制度の見直しについて
3. 非常勤職員の無期雇用転換について
4. その他  
大学会館1階廊下の整理について

### 要求内容説明

#### 1. 大学院夜間主手当と裁量労働制のあり方について

今年度から教員の労働時間の把握のための調査方式が変更され、裁量労働制の元での労働実態をより現実的に把握しようとの意思が見て取れる。このこと自体は組合がこれまで数年にわたって要求してきたことでもあり評価されるべきではあるが、その内容には問題があると考えます。すなわち

◎ 教員が大学に滞在する時間のみを労働時間として捉える設問となっている点

である。このことについて、労働法規に詳しい専門家(弁護士)に問い合わせたところ、研究職等の裁量労働については、当然のことながら職場以外の場所での勤務も考慮に入れなければならない。

しかしながら、職場外での勤務実態を正確に把握することは困難である。このことは国会で裁量労働制の導入を審議する際にも問題視されたものの明確に解決されないまま法制化に至った。

とのことであった。

そこで、まず

◎ 「現行の裁量労働制は大学教員の労働実態に即しているものとは言えない」という点を労使間の共通認識とすること

を提案する。その上で、これまで長期にわたって交渉を続けている大学院夜間主講義手当の問題を扱いたい。

(次ページに続く)

大学院夜間講義の導入時には、これは教員の裁量に入らない業務負担の増加であると認識されていた。したがって、組合としては、負担増に応じた手当支給が妥当であると主張して来た。これに対し、大学当局(中野理事)は手当に替えて勤勉手当の評価基準の変更で対応するとした。この対応についてこれまでの団体交渉を通じ議論・検討して来たが、現時点で組合としては以下の点で妥当性を欠くものと判断するに至った。

- (あ) 夜間勤務は業務命令に基づくものであるため、勤勉手当の対象とするのは妥当でない。
- (い) 夜間勤務を担当した教員に対する勤勉手当の増加が明示的でないため、賃金支払いとしての実態が不明である。
- (う) 勤勉手当全体の原資が据え置かれているので、教員全体について見たときに報酬の増加となっていない。

特に(う)については、国立大学法人電気通信大学職員給与規程26条の改訂などで改善可能と思われるにも拘らず、大学側は検討する意思も示していない。

以上から、組合としては、

◎ **裁量労働制の下であっても、業務命令に基づく業務負担が増加する場合には、負担に応じた手当支給が可能であること**

の確認を求め、あらためて大学院夜間主手当の支給を要求する。

## 2. 55歳昇給停止制度の見直しについて

現在、55歳以上の教職員の昇給は停止されている。しかしながら、特に教員については55歳以上の者に管理業務が集中する傾向があり、これらはプログラム責任者や各委員会の取りまとめ役など手当の支給されない業務がほとんどである。しかるにその評価については、勤勉手当のポイントに若干の影響がある程度であって、十分に報いるものになっていない。一方で、現給保障措置の廃止や配偶者手当の改訂などに見られるように、給与規程の改訂が行われるたびに55歳以上の者の待遇が下げられている。このような現状は公正な状態とみなすことができない。

以上の理由によって、我々は

### 55歳昇給停止制度の緩和

を要求する。具体的には

**完全な昇給停止ではなく緩やかな昇給とすること**

**制度の実施年齢を60歳以上に引き上げること**

を求める。実際、北海道大学や九州大学、近隣では埼玉大学などいくつかの国立大学や高等専門学校が55歳昇給停止制度の見直しを実施していることを鑑みれば、これらの要求は制度的に実現可能なものである。各大学の状況は以下の通りである。

北 大：教員は58歳から抑制

埼玉大：教員は58歳、その他の職員は56歳から抑制

金沢大：教員は60歳、職員は57歳から抑制

九州大：教員は60歳から抑制

高 専：教員は58歳から抑制

## 3. 非常勤職員の無期雇用転換について

恒常的業務を担う非常勤職員の安定的雇用は、雇う側にも雇われる側にも益があり、改正労働契約法の趣旨や「一億人総活躍」、「女性の活躍する社会」という現政権の方針に合致している、との認識(これについての大学側の見解も伺いたい)の下、以下の三点について実現すること、もしくは実現へ向けた努力を要求する。

(次ページに続く)

- 1 改正労働契約法の趣旨を尊重し、非常勤職員の安定的雇用、定年年齢に達するまでの無期限の雇用制度導入を要求する。それに至る最初のステップとして、最大3年の雇用期限はやめていただきたい。その上で、無期転換にも早急に移行するよう要求する。職場によっては、無期(2013年3月以前に雇用が開始した職員)・最大5年・最大3年の雇用形態が混在しており、働く者の心理面(意欲)に影を落としている。本学と連携を強めている東京農工大学が無期雇用に踏み切った事実をも重く受け止め、本学での方針の転換を求める。
- 2 無期雇用制度の導入に当たり、まずは、恒常的業務に携わる非常勤職員の無期雇用実現を要求する。有期のプロジェクト等で雇用されている非常勤職員については、学内の非常勤職員が担う業務の全体を大学で把握し、恒常的業務に携わる非常勤職員の退職が生じた際に、有期で雇用されている職員のその職への異動を可能にするようなシステムを作ってはどうか。

以上の要求は、半年前に実施した「非常勤職員へのアンケート」や、この間3度の学習会で寄せられた意見や智恵を基にしている。また、さまざまな職場の教員からも、現在の雇用制度の非合理を指摘する声が出されている。

なお、資料として、非常勤職員から寄せられた声を添える。その声(意見)に対する大学側の見解を伺いたい。

\*\*\*\*\*

少子化で各大学が生き残りを迫られている時代、限られた予算の中で研究費や正規教職員の人件費の枠を守るには、非常勤職員をいつでもリストラできる体制を作っておくのは致し方ないと考えておられる方も多いと思いますが、それは違うと思います。

大学は教員が教育や研究に集中できる環境があつてこそ、全体が活性化し、ひいては志願する学生も増えていくものだと思います。現在の電気通信大学のシステムは正規教職員が負担する事務作業が非常に多く、現場でそれを補う事務系非常勤職員の貢献が欠かせず、非常勤職員なしでは日々の業務すら立ち行かなくなるほどです。

非常勤職員は正規職員の平均給与の3分の1以下の報酬で働いています。非常勤職員の数だけをいくら減らしても、今のように多数の複雑な事務作業がある限り費用対効果は薄く、減らした分だけ正規教職員の負担は何倍も増加し、教育や研究に集中することができなくなり、大学の総合力の低下を招くと思います。

また、将来的に非常勤職員をいつでもリストラできるようにする体制(3年の有期雇用)をとっていることで、現在すでに業務環境は悪化し、効率の低下がおこっています。

同じ大学のために心を尽くしてその発展のために貢献したいと考えている職員を、正規教職員・非常勤職員という分け隔てをせずに、その労働環境を守っていくことが大学の義務であり、学術研究・教育という見えない価値を生み出す高等教育機関としての生き残りのためには、大学と職員(正規、非正規に関わらず)が志を同じくすることが必要不可欠なことであると考えます。

\*\*\*\*\*

#### 4. その他

大学会館1階廊下の整理について

その後の進捗状況を報告願いたい。

以上

2018年6月14日

選挙広報第4号

組合員各位

電気通信大学教職員組合  
選挙管理委員会  
委員長 肖 鳳 超

## 2018年度組合役員信任投票結果のお知らせ

6月13日17時30分から東9号館104室にて、役員信任投票の開票作業が行われました。投票率83.6%でした。そのうち、すべての役員候補者は98%以上をもって信任されました。

### 記

執行委員長	奥 浩 昭
副執行委員長	永 井 豊
副執行委員長	野 崎 眞 次
副執行委員長	山 本 野 人
書記長	水 谷 孝 男
執行委員	伊 東 裕 也
執行委員	島 田 宏
執行委員	野 村 英 之
執行委員	守 屋 雅 隆

会計監査委員	榎 木 光 治
会計監査委員	和 田 紀 子

選挙管理委員(教員系)	水 戸 和 幸
選挙管理委員(技系)	島 浩 一

(敬称は省略させていただきました)

以上



**【執行委員会の活動】** 教職員執行委員会は、月4回程度の会議や不定期に随時に開催するセミナーなどを通じて活動しています。なお皆様からのご意見は随時受け付けております。

ぜひ組合 (<voice@uec-union.org>内線 5027)にお寄せください。

5/31(木)	第42回執行委員会
6/7(木)	第43回執行委員会
6/14(木)	第44回執行委員会
6/21(木)	第45回執行委員会
6/28(木)	第46回執行委員会
7/5(木)	電気通信大学教職員組合未払賃金等請求事件訴訟控訴審第四回口頭弁論 AM10:30～
7/12(木)	第47回執行委員会
7/24(火)	組合総会 午後5時30分から 東3-306室
9/18(火)	電気通信大学教職員組合未払賃金等請求事件訴訟控訴審第五回(判決) PM1:30～

### 【執行委員会より組合加入の訴え】

電気通信大学教職員組合は、電気通信大学に勤務する教職員の労働組合です。給与や福利厚生を含む労働環境の改善に取り組んでいます。

黙っていると労働環境はますます悪化します。他大学や企業に比べて電通大の労働環境は悪く、将来に不安を多く持っている教職員も多くなっています。組合は皆さんの声をもとに交渉して行きます。

組合活動は皆様の参加によって成り立っています。組合に是非加入してください。

悩み事があれば、加入は決めていなくても、まずご相談ください。ご希望なら弁護士を紹介できます。

Webサイト <http://uec-union.org/> の「ご意見・労働相談・加入」「連絡先」をご利用ください。



### 【組合活動支援(カンパ)のお願い】

皆さん、日頃から組合活動に対してご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

ご存知のように、本学は、他の多くの大学とは異なり、平成27年度4月までさかのぼって人勸に従い、給与が上がりました。これも、組合の地道な活動の成果です。

皆さんの労働環境を改善するため、組合はこれからも努力いたします。是非、組合の活動が継続できるようカンパをお願いします。組合に加入されない方でも、カンパをしていただける方は、いつでもお時間のあるときに東9号館103の組合事務室にいらっしゃって、ドア横にありますメールボックス付近に用意いたしました封筒に、おいくらでもいいですから入れていただき、メールボックスに入れていただくと大変ありがたいです。

\*\*\*\*\*切り取り線\*\*\*\*\*

## 組合加入申込書

20 年 月 日

電気通信大学教職員組合 執行委員長 殿

[名前: \_\_\_\_\_ ]  
 [生年月日: 西暦 \_\_\_\_\_ 年 月] \_\_\_\_\_  
 [所属部署: \_\_\_\_\_ ]  
 [職種: 教員・事務系職員・技術系職員(どれかを○で囲む)]